

いちき串木野市上下水道事業経営戦略改定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、いちき串木野市水道事業経営戦略及びいちき串木野市下水道事業経営戦略の改定支援業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

いちき串木野市上下水道事業経営戦略改定支援業務委託

(2) 発注者

いちき串木野市水道事業 いちき串木野市長 中屋 謙治

いちき串木野市下水道事業 いちき串木野市長 中屋 謙治

(3) 委託業務内容

別紙「いちき串木野市上下水道事業経営戦略改定支援業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

(5) 提案上限額

水道事業 8,250,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)、下水道事業 8,250,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

なお、当上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

(優先交渉権者との協議により、契約金額を設定する。)

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

3 参加資格

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、以下に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

①鹿児島県内の地方公共団体が発注した、水道事業又は下水道事業の経営戦略の策定又は改定に関する業務の受託実績があること。

②業務責任者及び業務担当者を持って秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の特質を考慮し、上下水道事業会計について専門的知識を有する者を配置すること。

③地方公営企業会計に関する専門的知識と経験を有する公認会計士の資格を有し、地方

公共団体が発注した水道事業又は下水道事業の経営戦略の策定又は改定支援、水道料金又は下水道使用料の改定等の業務に関する受託実績（受託形態は問わない。）を有する者を配置できること。なお、当該有資格者を自社雇用の社員により配置できない場合は、業務提携等による人員の配置も可とするが、その場合は当該有資格者が本業務に即時対応できる体制を整えること。

④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更新手続開始又は民事再生手続の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われていないこと。

⑥いちき串木野市の指名停止処分を受けていないこと。

⑦金融機関において不渡り手形等を出していないこと。

⑧参加者である法人及びその役員並びに個人は、いちき串木野市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。さらに、暴力団、暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体及び個人でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

⑨国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。

※④、⑤、⑥及び⑦については、参加表明書兼誓約書等の提出日以前 6 か月以内とする。

（２）参加資格の取り消し

本プロポーザルの参加表明書兼誓約書等の提出後に、参加資格要件のうち、いずれか一つでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すこととする。

４ プロポーザルの日程

	内 容	実 施 日
1	公告・実施要領等の公表	令和 7 年 7 月 11 日（金）
2	質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時必着
3	質問に対する回答	令和 7 年 7 月 22 日（火）
4	参加表明書兼誓約書等の提出期限	令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時必着
5	参加表明者への結果通知	令和 7 年 7 月 28 日（月）
6	提案書提出書等の提出期限	令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 5 時必着
7	プレゼンテーション・ヒアリング	令和 7 年 8 月 19 日（火）予定
8	結果通知	令和 7 年 8 月 22 日（金）予定
9	契約締結	令和 7 年 8 月末日予定

※ 4 及び 6 の窓口受付は午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 事務局

いちき串木野市上下水道課 上水管理係

〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地

TEL：0996-21-5155 FAX：0996-21-5192

E-mail：suido1@city.ichikikushikino.lg.jp

6 実施方法

(1) 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定に当たり、いちき串木野市上下水道事業経営戦略改定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 参加資格の確認及び選考方法

選定委員会による審査（採点）は、非公開とし、以下のとおり行うものとする。

①参加資格の確認

選定に先だち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

②プレゼンテーション、ヒアリング

提案書についてのプレゼンテーションに対し、選考委員会がヒアリングを実施し、優先交渉権者及び次点者を1者ずつ選定することとする。

(3) 選定結果の通知及び公表等

選定結果については、全ての参加者に文書で通知することとし、優先交渉権者及び次点者については、いちき串木野市のホームページで公表する。

7 質問の受付及び回答

①提出期限：令和7年7月16日（水）午後5時必着

②提出書類：質問・回答書（様式第10号）

③提出方法：メールで事務局（suido1@city.ichikikushikino.lg.jp）に提出

④回答日：令和7年7月22日（火）

⑤回答方法：いちき串木野市のホームページに掲載

※審査及び評価に係る質問は一切受け付けない。

8 参加方法・提案書提出

(1) 参加表明書兼誓約書等の提出

①提出期限：令和7年7月25日（金）午後5時必着

※窓口受付は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

②提出先：事務局

③提出方法：郵送、配送又は持参

宛名面に「参加表明書類在中」と明記すること。

④提出書類

- ア 参加表明書兼誓約書（様式第 1 号）
- イ 事業者概要調書（様式第 2 号）
- ウ 参加資格確認書（様式第 3 号）
- エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第 4 号）
- オ 次の税金に未納がないことの証明書
 - 1) 法人税、消費税及び地方消費税
 - 2) 本店または委任を受けた支店等の所在地の法人市民税、固定資産税
- カ 直近の決算書の写し
- キ 登記事項証明書（写し可）
- ク 印鑑登録証明書（写し可）
- ケ 委任状（支店等に委任する場合、様式は任意）

※オ、キ及びクについては、参加表明書兼誓約書等の提出日以前 3 ヶ月以内のもの

⑤提出部数：全て 1 部提出すること。

⑥注意事項：様式第 1 号及び第 4 号については、記名押印のうえ提出すること。

⑦確認結果通知：参加資格の確認結果は、令和 7 年 7 月 28 日（月）までにメールで通知する。

（2）提案書等の提出

①提出期限：令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 5 時必着

※窓口受付は、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

②提出先：事務局

③提出方法：郵送、配送又は持参

宛名面に「提案書類在中」と明記すること。

④提出書類

- ア 提案書提出書（様式第 5 号）
- イ 提案書（任意様式）
- ウ 業務実績書（様式第 6 号）
- エ 実務実施体制書（様式第 7 号）
- オ 提案見積書（様式第 8 号）
- カ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 9 号）

⑤提出部数：④のア～ウ及びオについては正本 1 部・副本 12 部、エについては原本 1 部・写し 12 部を提出すること。

⑥注意事項

ア 提案書について

- 1) 文字サイズは原則 10.5 ポイント以上とし、日本工業規格 A 4 横書きで、編冊のうえ提出すること。ただし、図等については必要に応じて日本工業規格 A 3 の折

り込みを可とする。(両面印刷の場合は長辺綴じとする。)

2) 仕様書の「業務の仕様」に掲げる各項目について、具体的な提案を行うこと。ただし各項目以外で、独自の提案がある場合は、その記載についても可とする。

イ 提案見積書について

- ・ 積算内訳書（任意様式）を添付すること。
- ・ 積算内訳書は、水道事業及び下水道事業ごとに作成すること。

ウ 押印について

- ・ 様式第 5 号、第 8 号及び第 9 号については、記名押印のうえ提出すること。

9 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提案書等の提出者（以下「提案者」という。）に対し、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①期 日：提案者に別途通知

②集合時間：提案者に別途通知

③場 所：いちき串木野市役所 防災センター会議室

④注意事項

- ・ プレゼンテーションの順番は、提案書等の受付順とする。
- ・ 所要時間は、40 分以内とする。(準備：5 分以内、プレゼンテーション：20 分以内、ヒアリング 15 分以内)
- ・ プレゼンテーションの出席者人数は 4 名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。
- ・ プレゼンテーションに際しては、提出した提案書（拡大したもの又はプロジェクターを使用しての説明は可）のみ使用すること。
- ・ プロジェクターを使用して説明する際のパソコンは、提案者が各自で用意すること。スクリーン、プロジェクター (HDMI 接続)、ケーブルドラムは事務局で用意する。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

10 辞退について

参加表明書等の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第 11 号）を記名押印のうえ提出すること。

①提 出 期 限：令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 5 時必着

※窓口受付は、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

②提 出 先：事務局

③提 出 方 法：郵送、配送又は持参

11 評価基準等

(1) 審査項目等

審査項目	評価の視点	配点
企業評価	・上下水道事業の経営戦略の策定・改定業務の受託実績	5
実施体制	・適切な人員配置が行われているか	10
スケジュール	・スケジュールの確実性	5
業務提案	・仕様書の「業務の仕様」に掲げる各項目について、具体的な提案がされているか ・より良い経営戦略になるような独自の提案があるか ・本市上下水道事業の職員の業務負担の軽減が期待できるか	70
提案見積金額	・見積金額	10

(2) 優先交渉権者の決定

(1) の審査項目について、提案書等の内容、プレゼンテーション及びヒアリング等により、評価点の最高得点者を優先交渉権者として決定する。ただし、最高得点者の評価が総評価点の 60% 以上の場合のみ、優先交渉権者として決定し得るものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出書類が本実施要領等を示された条件に適合しない場合
- ・提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合
- ・第三者の著作権を侵害する内容を含んだ提案をした場合
- ・選定委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ・本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ・その他、選定委員会が不適當と認めた場合

13 契約について

(1) 契約手続き

決定した優先交渉権者と契約手続きを行う。ただし、優先交渉権者が参加資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

(2) 見積書の提出

いちき串木野市水道事業及びいちき串木野市下水道事業は、優先交渉権者と提案内容を含めた協議を行い、改めて仕様書を定めたうえで提案見積書を基に見積もりを徴する。ただし、優先交渉権者との協議が不調になった場合は、次点者に対して同様の協議を行い、見積もりを徴する。

(3) 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者と契約を締結しない。

- ・ いちき串木野市の指名停止の措置を受けた場合
- ・ いちき串木野市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団等であることが判明した場合
- ・ 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てを行った場合
- ・ 営業停止の処分又は業務委託を行うに必要とする許可等が取り消された場合
- ・ 提出書類等に虚偽があった場合
- ・ 金融機関において不渡り手形等を出していないこと

14 その他の留意事項

- ・ 参加表明者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選考しない。
- ・ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、本業務を中止する場合、発注者は参加者に対して一切の責任を負わない。
- ・ 全ての提出書類は返却しない。
- ・ 提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- ・ 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ・ 本プロポーザルに係る全ての提出書類は、いちき串木野市情報公開条例を準用し、取り扱うこととする。
- ・ 提出期限後の提出書類の内容の変更、差替え等は受け付けない。記載事項がない場合でも、その旨を記載して提出すること。
- ・ 具体的な業務作業は、提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、仕様書に基づいていちき串木野市水道事業及びいちき串木野市下水道事業との協議の上で、契約締結後に開始する。